

「かほく市営駐車場の指定管理者募集」に対する回答

番号	募集要項・仕様書	ページ	質問	回答
1	募集要項	3 p	専用口座にて利用料金収入や経費を管理とありますが、会社一括での月極システムやキャッシュレス加盟店と契約することで経費削減をしております。また、赤字運営となった時の補填もないため専用口座のみでも管理は困難であると考えます。駐車場ごとに収支を管理する独自システムを導入しておりますので、代用にて対応でも良いでしょうか。	原則、専用口座開設をお願いしているところですが、収支の状況が明確であり他の業務と分けて管理することが可能な場合にあっては、システム代用でも構いません。
2	仕様書	2 p	必要に応じて適正な人数の職員を配置とありますが、現在の職員配置実績をご教示ください。 また、現地は無人管理を想定しておりますが無人での提案は可能でしょうか。	2～3名の職員が兼務しています。 可能です。
3	仕様書	2 p	駐車場の管理責任者及び防火責任者を配置とありますが、配置は必須でしょうか。 無人管理でも必要でしょうか。	現在、建物（防火対象物）がないため防火責任者は不要としますが駐車場の管理責任者を定めていただく必要はあります。
4	仕様書	4 p	設備保守点検と記載がありますが、保守点検が必要な整備の内訳と詳細をご教示ください。	高松駅前一時駐車場精算機及び市営駐車場施設内管理（目視で確認できる範囲で舗装やフェンスなど施設の異常や損傷がないかを確認）です。

5			現状設置されている精算機の取り扱いについては残置のまま、事業社にて危機を新設するという理解で良いでしょうか。	お見込のとおりです。ただ、既設の精算機の借用も可能としております。																
6	募集要項	10 p	かほく市への納入額について市民還元案でも可能とのことですが、納入額と還元案について15点満点でどのような採点をされるのか配点方法についての詳細をご教示ください。	募集要項9～10ページに記載の選定基準に基づき評価を行います。採点については10月の選定委員会に諮ることになります。																
7			修繕費について直近3年分の金額内訳と修繕内容をご教示ください。 また、直近で修繕予定のものがあればご教示ください。	<table><tr><th>年度</th><th>内容</th><th>金額(円)</th></tr><tr><td rowspan="2">R5</td><td>看板修繕</td><td>58,960</td></tr><tr><td>フェンス修繕</td><td>69,300</td></tr><tr><td>R6</td><td>電灯修繕</td><td>49,500</td></tr><tr><td rowspan="2">R7</td><td>看板修繕</td><td>67,760</td></tr><tr><td>フェンス修繕</td><td>9,570</td></tr></table> 修繕予定はありません。	年度	内容	金額(円)	R5	看板修繕	58,960	フェンス修繕	69,300	R6	電灯修繕	49,500	R7	看板修繕	67,760	フェンス修繕	9,570
年度	内容	金額(円)																		
R5	看板修繕	58,960																		
	フェンス修繕	69,300																		
R6	電灯修繕	49,500																		
R7	看板修繕	67,760																		
	フェンス修繕	9,570																		
8	募集要項	1 p	高松駅前駐車場の月極と一時利用駐車場の台数が変更になるとありますが、変更に伴う駐車場区画のライン変更（白・黄）は貴市にて実施いただけるという認識で良いでしょうか。	お見込のとおりです。																
9			除雪対応については引き続き貴市にて対応の認識で良いでしょうか。	お見込のとおりです。但し、積雪状況によっては対応できない箇所もあります。																

10			減免または免除となっている現在の月極契約者は何名か。減免については減免幅もご教示ください。	現在の減免者は1名です。かほく市営駐車場条例、第14条に掲げる者が使用するときは半額減免とします。
11	仕様書	2 p	月極駐車場の利用の許可との記載がありますが、許可とは指定管理者と月極契約書で締結する車室賃貸借契約を締結することという認識で良いでしょうか。	かほく市営駐車場条例施行規則第2条をご参照ください。
12	仕様書	3 p	利用料金は利用しようとする月の末日でに納付とのことなので、債権管理の観点などから前月末支払いへの変更を予定しておりますが問題ないでしょうか。	かほく市営駐車場条例施行規則第5条に記載のあるとおり「使用者は、月極駐車場の使用にあっては使用月分の使用料を当該使用月の末日までに納付しなければならない。」とありますので、前月末支払いへの変更も問題はございませんが、指定管理開始期間の関係上、令和9年4月分については前払いではなく4月末日までの納付にしてもらうこととなります。
13	仕様書	2 p	日割り計算にて使用料の還付が発生した場合、日割り単価の計算方法をご教示ください。（月毎の実日数または実日数に関わらず30日で計算するなど）	かほく市営駐車場条例第15条に基づき、月毎の実日数から利用料金を算出し還付手続きを行っていただくこととなります。
14			駐車場周りのフェンスは貴市の所有物でしょうか。	お見込のとおりです。
15	仕様書	3 p	「駐車券の紛失等により」と記載がありますが、現状駐車券を利用した運用をされていますでしょうか。現在、どのように未精算利用者の管理をしているかご教示ください。	現在、一時利用駐車場を使用する場合は前払いとしています。駐車券の発行は行わず、領収証を車内に設置することとしており、未精算利用者を想定しておりません。
16	仕様書	3 p	市が主催または後援等により、駐車場において開催する行事等については、市と調整を図り、その実際に協力すること。とありますが、現時点で確定している行事等はございますでしょうか。	現時点での開催予定としている行事はありません。

令和8年9月24日

かほく市地域政策部地域創生課

17	仕様書	4 p	駐車場における光熱水費の支払い実績をご教示ください。 指定管理者にて運営開始時には、現在使用している精算機への電気供給は止めても良いでしょうか。	光熱水費は電気料のみであり、過去3年間の年間使用料は約12,000円（平均）程度です。 問題ありません。
18	仕様書	7 p	月報を10日以内に提出について、年末年始や大型連休など対応が難しい月があるため、「10営業日」など協議により変更することは可能でしょうか。	可能です。